

「上尾市中学生海外派遣研修事業」に関し、後述の（１）～（３）についての情報の開示を求めます。

開示の際は、電子交付を希望します。なお、もしも「文書不存在による非公開」処分とされる場合であっても、「上尾市情報公開条例」第 26 条による丁寧な情報の提供をお願いいたします。

（１）令和 6 年度上尾市中学生海外派遣研修事業に参加する生徒の負担金を 1 人当たり 8 万円・生保受給及び就学援助対象者は 3 万 7 千円とした理由や根拠が判別できる文書・資料等。

（参考）戸田市の例では、令和 6 年度中学生海外派遣事業（オーストラリアのリバプール市 8 日間）の参加費用は 240,430 円となっています。

（２）令和 6 年度上尾市中学生海外派遣研修事業の引率者を 5 人とした根拠が判別できる文書・資料等。

（参考）「さいたま市立中学校等国際交流事業実施要項」によれば、「派遣人数」は 6 7 名以内・「引率者」は 5 名以内となっています。

（３）令和 6 年度上尾市中学生海外派遣研修事業の引率者の選任基準が判別できる文書・資料等。

（参考）JCSOS（海外留学生安全対策協議会）のHPに掲載されている「教職員の引率、海外出張」には、以下の記述があります。

引率者の人選は、危機管理以外の項目も含めて任命基準を予め設け、その基準に準じて選任がなされていることが大切です。具体的には、語学力や健康状態、海外への渡航経験などが挙げられます。

また、引率者は、学校が期待する役割の他、参加者や保護者が期待する役割も求められます。引率者が期待される役割を遂行できず、参加者へ不利益を与えた場合には使用者責任や任命責任を問われかねません。参加者や保護者に対しても、引率者の役割を明確にしておくことが重要です。